

「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師」
「理学療法士」「歯科技工士」「柔道整復師」
に係る学校の関係手続きの手引

平成26年6月

文部科学省特別支援教育課

目 次

- 一. 「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師」「理学療法士」
「歯科技工士」「柔道整復師」に係る学校の関係事務手続き一覧 1ページ
- 二. 認定・指定学校概況報告について 2ページ
- 三. 認定（指定）申請について 11ページ
- 四. 変更承認申請について 18ページ
- 五. 変更届出について 24ページ
- 六. 認定（指定）取消申請について 25ページ
- 七. 参考資料 26ページ

（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課指導係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL：03-5253-4111（内線3716）
FAX：03-6734-3737
E-mail：tokubetu@mext.go.jp

一. 「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師」「理学療法士」「歯科技工士」「柔道整復師」に係る学校の関係事務手続き一覧

1. 文部科学大臣が認定（理学療法士、歯科技工士学校、柔道整復師にあっては指定。以下同じ。）する「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師」「理学療法士」「歯科技工士」「柔道整復師」に係る学校等（視覚障害者又は聴覚障害者を教育する特別支援学校関係）

資格	関係学校・学科
あん摩マッサージ指圧師	特別支援学校（視覚障害）高等部 本科保健医療科 専攻科保健医療科
あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師	特別支援学校（視覚障害）高等部 専攻科理療科
理学療法士	特別支援学校（視覚障害）高等部 専攻科理学療法科
歯科技工士	特別支援学校（聴覚障害）高等部 専攻科歯科技工科
柔道整復師	特別支援学校（視覚障害）高等部 専攻科柔道整復科

2. 事務手続きについて

区分	提出期限	参照ページ
認定・指定学校概況報告	次年度の事項を毎年度報告する 1. 当該年度の学年別生徒数 2. 前年度の卒業生数 3. 前年度における教育の実施状況の概要 4. 前年度における経営の状況及び収支決算 (4. は理学療法士学校を除く。その他の学校にあっては学校法人立の学校のみ。)	毎年度開始後2か月以内 P. 2
認定（指定）申請	新たに認定（指定）を受けようとする場合	認定（指定）を受けようとする日から6か月前 P. 11
変更承認申請	1. 学則（修業年限、定員又は教育課程）を変更しようとする場合 2. 校舎の各室の用途及び面積を変更しようとする場合	変更承認を受けようとする日から3か月前 P. 19
変更届出	1. 設置者の氏名、住所を変更した場合 2. 学校の名称、位置を変更した場合 3. 学則（変更承認事項以外）を変更した場合	変更後1か月以内 P. 25
認定（指定）取消申請	認定（指定）の取消しを受けようとする場合	取消しを受けようとする日から3か月前 P. 26

3. 根拠法令一覧（P. 27～参考資料参照）

区分	報告	認定（指定）申請	変更承認申請	変更届出	認定（指定）取消申請
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令 平成4年9月24日政令第301号	第4条	第2条	第3条第1項	第3条第2項	第7条
理学療法士及び作業療法士法施行令 昭和40年10月1日政令第327号	第12条	第10条	第11条第1項	第11条2項	第15条
歯科技工士法施行令 昭和30年9月7日政令第228号	第12条	第10条	第11条第1項	第11条2項	第16条
柔道整復師法施行令 平成4年9月24日政令第302号	第5条	第3条	第4条第1項	第4条第2項	第8条

4. 全般的留意事項

- 申請書等は、公立学校は都道府県教育委員会を經由、私立学校は都道府県知事を經由、国立大学附属学校は学長を經由して、文部科学大臣に提出すること。
- 新規認定（指定）を受けようとする場合、又は学科の廃止に関連した募集停止を行う場合は、事前に連絡すること。
- 提出期限は、認定等を受けようとする日から起算する。

二. 「認定・指定学校概況報告」について

○ 認定・指定を受けている1. あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校、2. 理学療法士に係る学校、3. 歯科技工士、4. 柔道整復師に係る学校について提出すること。

1. 提出書類

- ・「認定・指定学校概況報告書」(P. 4別紙様式1)
- ・担当者名簿 (P. 10別紙様式2)

2. 提出期限

毎年5月末日

3. 「認定・指定学校概況報告書」作成要領

この「認定・指定学校概況報告書」は、下記の認定・指定学校(学校別、学科又は課程等別)区分について、別紙様式1のとおり作成すること。

ただし、一つの学校が複数の認定・指定を受けている場合(例: あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校において、本科保健医療科と専攻科保健医療科の認定を併せて受けている場合、本科保健医療科と専攻科理療科の認定を併せて受けている場合等)は、それぞれ別葉に作成すること。

なお、各記入項目に該当しない事例、特殊な事例等がある場合は、その内容を別紙(様式自由)として作成の上、添付すること。

(区分)

1. あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校
2. 理学療法士に係る学校
3. 歯科技工士に係る学校
4. 柔道整復師に係る学校

4. 記入上の注意事項

(1) この報告書は、各年5月1日現在で作成すること。

(2) 学校の概要

- 1) 「学校の名称」欄の括弧内については、それぞれに記載されているものの中から該当するものを選んで記入すること。なお、学校名称にはふりがなを付すこと。
- 2) 「設置者の名称」「設置者の位置」欄については、公立の学校にあっては教育委員会の名称及び位置、国立及び私立の学校にあっては法人本部部局の名称、位置を記載すること。
- 3) 「学科設置年月日」及び「学科認定年月日」には、当該学科の設置及び認定(指定)年月日を記入する。学校の設置年月日ではないので、留意すること。

(3) 卒業者進路状況等

- 1) 就職者のうち、定時制の学校に進学した者など、就職かつ進学した者については、「就職者数」欄の括弧内に内数で記入し、「進学者数」欄の括弧内に外数で記入すること。なお、この場合、両者の括弧内の数字の合計は必ず一致する。

- 2) 「診療機関」への就職者については、資格(あん摩マツサージ指圧師、あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゆう師等)を区分して記入すること。
- 3) 「資格試験の合格状況」には、指定区分の各資格試験の合格状況を記入し、括弧内には既卒者を含めた状況を記入すること。なお、合格率(%)は、小数点第2位を四捨五入して記入すること。

(4) 前年度の教育実施状況

- 1) この欄は、認定・指定を受けている学科において、開設されている授業科目のすべてについて記入すること。
なお、前年度未開講の科目については、単位数・授業時間数欄に開講予定の単位数・授業時間数を記入した上で、(未開講)と付記すること。(例：2(未開講))
- 2) 単位数・授業時間数欄については、教育課程編成の実際に応じ、単位数又は授業時間数を記入する。また、単位数、授業時間数のどちらで記入しているか分かるよう、「単位数・授業時間数」の文字列のうち、不要なものを二重線で消す。なお、単位数で記入する場合は、「学習指導要領上の単位数」か、「大学設置基準上の単位数」かを備考欄に記入すること。
- 3) 総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動については、基礎科目、専門基礎科目、専門科目のいずれにも該当しないため、「各教科・科目の計」の欄には算入しないこと。
- 4) 「総合領域」について、どの科目の履修をもって「総合領域」を構成しているか、備考欄に明記すること(例：総合領域10単位は、課題研究2単位、理療情報活用2単位、理療基礎実習3単位、理療臨床実習3単位で構成)。
- 5) 専門科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に代替している場合には、どの科目の何単位をどの科目で代替したか備考欄に明記すること(例：保健2単位については、人体の構造と機能2単位で代替)。
- 6) 「課題研究」の履修により総合的な学習の時間における学習活動と同様の成果が期待できる場合に、課題研究の履修をもって総合的な学習の時間の一部又は全部を代替した際には、その旨を備考欄に明記すること(例：総合的な学習の時間3単位については、課題研究3単位で代替)。
- 7) 教育課程の変更により一つの学科で二つ以上の教育課程がある場合については、別葉で作成し適用年度を左上欄外に記入すること(例：平成〇〇年度以降入学者)。

(5) 担当者名簿(別紙様式2)

文部科学省から問い合わせ等を行う際の連絡担当者として、学校や指定都市の担当者ではなく、都道府県教育委員会、知事部局又は国立大学法人の担当者名を記入する。

また、複数名を記載する場合には、業務の分担が分かるように記載すること。

(別紙様式1)

平成〇〇年度認定・指定学校概況報告書

1. 学校の概要

平成 年5月1日現在

ふりがな 学校の名称	(国立、公立、私立)			学校長	氏名		
学 科 等					理事長	氏名	
入 学 定 員		修 業 年 限					
学校的位置	(〒 -) TEL () -			学 科 設 置 日	年	月	日
設置者の名称				学 科 認 定 (指定) 年 月 日	年	月	日
設置者の位置	(〒 -) TEL () -						

2. 在学状況

入 学 定 員 (1学年)	本 年 度 入 学 者 数	在 学 者 数			
		1年	2年	3年	合 計

3. 卒業生進路状況等

前 年 度 卒 業 者	就 職 者 数				進 学 者 数			未 就 職 者 数
	診 療 機 関	教 育 機 関	そ の 他	計	特 別 支 援 学 校 専 攻 科	大 学 ・ 専 門 学 校 等 (医 療 従 事 者 関 連 に 限 る)	そ の 他	
人	(人)							
	(人)							
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	(人)							
求人数	件	資格試験の合格状況 (今年春) 受験者数			合格者数	合格率	%	
		(人)			(人)	(人)	(%)	

※就職かつ進学をした者については、就職者数欄の括弧内に内数で記入し、進学者数欄の括弧内に外数で記入のこと。この場合、両欄の括弧の合計値は必ず一致する。

※「診療機関」への就職者については、資格 (あん摩マッサージ指圧師、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師等) を区分して記入すること。

※資格試験の合格状況欄括弧内については、既卒者を含めた数字を記入すること。

(記入例1 本科保健医療科) ※内容は架空のものです。

平成〇〇年度認定・指定学校概況報告書

1. 学校の概要

平成26年5月1日現在

ふりがな 学校の名称	文部県立科学盲学校 (もんぶけんりつかがくもうがっこう) (公立)			学 校 長	氏名 文部太郎	
学 科 等	本科保健医療科			理 事 長	氏名	
入 学 定 員	8名	修 業 年 限	3年			
学校の位置	(〒100-0000) 東京都千代田区霞が関3-2-22 TEL (03) 5252-4111			学 科 設 置 年 月 日	昭和40年4月1日	
設置者の名称	文部県			学 科 認 定 (指 定) 年 月 日	昭和40年4月1日	
設置者の位置	(〒111-2222) 東京都千代田区永田町1-77 TEL (03) 3583-5111					

2. 在学状況

入 学 定 員 (1学年)	本年度 入 学 者 数	在 学 者 数			
		1年	2年	3年	合計
8	8	8	7	7	22

3. 卒業生進路状況等

前 年 度 卒 業 者	就 職 者 数				進 学 者 数			未就職 者 数
	診 療 機 関	教 育 機 関	そ の 他	計	特別支援学 校 専 攻 科	大学・専門学 校 等 (医療従事者 関連に限る)	そ の 他	
7人	あま指師 3人 (1人)							1人
	(人)	人	人	3人	2人	1人	人	
	(人)	(人)	(人)	(1人)	(1人)	(人)	(人)	
求人数 10件 12人	資格試験の合格状況 (今年春) 受験者数 あん摩マッサージ指圧師 7人 (11人)				合格者数 6人 (9人)	合格率 85.7% (81.8%)		

※就職かつ進学をした者については、就職者数欄の括弧内に内数で記入し、進学者数欄の括弧内に外数で記入のこと。この場合、両欄の括弧の合計値は必ず一致する。

※「診療機関」への就職者については、資格 (あん摩マッサージ指圧師、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師等) を区分して記入すること。

※資格試験の合格状況欄括弧内については、既卒者を含めた数字を記入すること。

4. 前年度の教育実施状況

科 目	単位数				科 目	単位数					
	1年	2年	3年	計		1年	2年	3年	計		
国語表現 I	2			2							
世界史A	2			2							
地理A		2		2							
現代社会	2			2							
数学 I	2			2							
理科総合A	2			2							
生物 I		3		3							
体育	3	2	2	7							
音楽 I	2			2							
英語 I	2	1		3							
家庭基礎		2		2							
医療と社会		2		2							
人体の構造と機能	2	4	1	7	各教科・科目の計	26	26	26	78		
疾病の成り立ちと予防		2	2	4	計 の 内 訳	講 義	14	8	0	22	
生活と疾病	2	1		3		演 習					
						実験・実習・実技	3	2	2	7	
基礎保健理療	1	1	2	4		小 計	17	10	2	29	
臨床保健理療		2	4	6		講 義	4	9	3	16	
地域保健理療と保健理療経営	1	1		2		演 習					
保健理療基礎実習		1	6	7		実験 実習 実技	校 内				
保健理療臨床実習		1	8	9			校 外				
保健理療情報処理	2			2		小 計	4	9	3	16	
課題研究	1	1	1	3		講 義	5	5	7	17	
						演 習					
						実験 実習 実技	校 内	0	2	12	14
							校 外			2	2
						小 計	5	7	21	33	
						総合的な学習の時間					
						特 別 活 動	1	1	1	3	
						自 立 活 動	1	1	1	3	
						年 間 授 業 週 数	35週	35週	35週		
						卒業所要単位・時間数	84				
(備考) ・学習指導要領上の単位数 ・総合領域10単位は、課題研究2単位、保健理療情報処理2単位、保健理療基礎実習3単位、保健理療臨床実習3単位で構成 ・保健2単位については、人体の構造と機能2単位で代替 ・情報A 2単位については、保健理療情報処理2単位で代替 ・総合的な学習の時間3単位については、課題研究3単位で代替											

(記入例2 専攻科理療科) ※内容は架空のものです。

平成〇〇年度認定・指定学校概況報告書

1. 学校の概要

平成 年5月1日現在

ふりがな 学校の名称	文部県立科学盲学校 (もんぶけんりつかがくもうがっこう) (公立)			学校長 氏名	文部太郎	
学 科 等	専攻科理療科			理事長 氏名		
入 学 定 員	8名	修 業 年 限	3年			
学校 の 位 置	(〒100-0000) 東京都千代田区霞が関3-2-22 TEL (03) 5252-4111			学 設 年 月 日	昭和40年4月1日	
設置者の名称	文部県			学 科 認 定 (指 定) 年 月 日	昭和40年4月1日	
設置者の位置	(〒111-2222) 東京都千代田区永田町1-77 TEL (03) 3583-5111					

2. 在学状況

入 学 定 員 (1学年)	本 年 度 入 学 者 数	在 学 者 数			
		1年	2年	3年	合計
8	8	8	7	7	22

3. 卒業生進路状況等

前 年 卒 業 者	就 職 者 数				進 学 者 数			未 就 職 者 数
	診 療 機 関	教 育 機 関	そ の 他	計	特 別 支 援 学 校 専 攻 科	大 学 ・ 専 門 学 校 等 (医 療 従 事 者 関 連 に 限 る)	そ の 他	
7人	あはき師 1人 (1人)	2人 (人)	人 (人)	4人 (1人)	人 (人)	2人 (1人)	人 (人)	1人
	あま指師 1人 (人)							
	人 (人)							
求人数 10件 12人	資格試験の合格状況 (今年春) 受験者数			合格者数	合格率			
	あん摩マッサージ指圧師 7人 (11人)			6 (9)	85.7% (81.8%)			
	はり師 7人 (11人)			5 (8)	71.4% (72.7%)			
	きゆう師 7人 (11人)			5 (8)	71.4% (72.7%)			

※就職かつ進学をした者については、就職者数欄の括弧内に内数で記入し、進学者数欄の括弧内に外数で記入のこと。この場合、両欄の括弧の合計値は必ず一致する。

※「診療機関」への就職者については、資格 (あん摩マッサージ指圧師、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師等) を区分して記入すること。

※資格試験の合格状況欄括弧内については、既卒者を含めた数字を記入すること。

4. 前年度の教育実施状況

科 目	授業時間数				科 目	授業時間数						
	1年	2年	3年	計		1年	2年	3年	計			
社会福祉学	35			35								
心理学	35	35		70								
体育（実技）	35	35	35	105								
医学英語	35	35		70								
人体の構造と機能	455			455								
疾病の成り立ちと予防		210		210								
生活と疾病		175	175	350								
医療と社会	35			35								
基礎理療学	105	175	105	385								
臨床理療学		70	175	245								
地域理療と理療経営			35	35								
理療基礎実習	245	175	105	525	各教科・科目の計	1050	1050	1050	3150			
理療臨床実習		105	420	525	計 の	基 礎	講 義	105	70		175	
理療情報処理	35			35		分 野	演 習					
課題研究	35	35		70		分 野	実験・実習・実技	35	35	35	105	
						小 計		140	105	35	280	
						専 門	講 義	490	385	175	1050	
						分 野	演 習					
						基 礎	実験・実習・実技	校 内				
								校 外				
							小 計		490	385	175	1050
						専 門	講 義	175	280	315	770	
							演 習					
							実験・実習・実技	校 内	245	280	315	840
								校 外			210	210
						小 計		420	560	840	1820	
						総合的な学習の時間						
						特 別 活 動						
						自 立 活 動						
						年 間 授 業 週 数	35週	35週	35週			
						卒業所要単位（時間）数	3150					

(備考)
・総合領域245時間は、課題研究70時間、理療情報処理35時間、理療基礎実習70時間、理療臨床実習70時間で構成

(別紙様式2)

担当者名簿

	〒 -
	() - (内線)
	() -

三. 認定（指定）申請について

1. 提出書類

学校認定（指定）申請書

2. 提出期限

認定（指定）を受けようとする日から6か月前（4月1日に認定（指定）を受ける場合は前年の9月末日（休日の場合は、直前の開庁日））

（様式例）

学校認定（指定）申請書						
						年 月 日
文 部 科 学 大 臣 殿						
設置者名称 住所 代表者職・氏名						印
<p>【学校・学科名】の、【あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項】に規定する学校としての認定（指定）について、【あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第2条】の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。</p>						
1. 設置者の名称及び住所						
名 称						
住 所	〒 —					電話（ ） —
2. 学校の名称、位置及び学校長の氏名						
名 称						
位 置	〒 —					電話（ ） —
学校長の氏名						
3. 設置年月日 年 月 日						
4. 学則（別添のとおり）						
5. 学科の名称、修業年限等						
学 科 の 名 称	修 業 年 限	1学年の 定 員	1学年の 学 級 数	総学級数	総定員	備考
6. 教育課程（別添のとおり）						
7. 学校長の氏名、履歴等（別添のとおり）						
8. 教員の氏名、履歴及び担当授業科目並びに専任又は兼任の別（別添のとおり）						
9. 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図（別添のとおり）						
(1) 校地内における建物配置図						
(2) 当該学科に係る建物平面図						
(3) 各室の用途及び面積						
10. 教授用及び実習用の器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品の目録						
(1) 器械器具（別添のとおり）						
(2) 標本及び模型（別添のとおり）						
(3) 図書（学術雑誌は目録を添付）（別添のとおり）						
(4) その他の備品（別添のとおり）						
11. 収支予算及び向こう2年間の財政計画（別添のとおり）						

3. 記入上の注意事項

- 設置者住所は、地方公共団体の場合は教育委員会の所在地を、学校法人及び国立大学法人（以下、「法人」という。）の場合は主たる事務所の所在地を記入すること。
- 代表者職・氏名は、地方公共団体の場合は教育長の職・氏名を、法人の場合は、代表者の職・氏名を記入すること。
- 【】内は、学科ごとに適切な学科名・法令名等を記載すること。

「3. 設置年月日」について

- 既存の学校に新たに学科を設置する場合は、当該学科を設置する年月日を記入すること。

「4. 学則」について

- 学則とは、修業年限、生徒の定員及び教育課程に関する事項等を定めたものを指し、都道府県条例等が該当する場合もあるので留意すること。

「5. 学科の名称、修業年限等」について

- 当該申請に係る学科の名称等について記入すること。
- 「総学級数」及び「総定員」の欄は、学科ごとに全学年における総学級数及び総定員を記入すること。

「6. 教育課程」について（様式例ア参照（次ページ～））

「7. 学校長の氏名、履歴等」について（様式例イ参照（P.17））

「8. 教員の氏名、履歴及び担当授業科目並びに専任又は兼任の別」について（様式例ウ参照（P.16））

「9. 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図」について

- (1)の建物配置図は簡略なものとするとともに、敷地面積、運動場の面積、各建物の建築面積等がわかるようにすること。
- (2)の建物平面図については、学科に関係のある各室が用途別にわかるよう留意するとともに、関係する各室には番号を付すなどして、(3)の各室の用途及び面積の表との対応を図ること。
- ロッカールーム（又は更衣室）、手洗い及び消毒設備の位置が明確にわかるようにすること。
- 実技実習室については、各室のベッド数が分かるように記載すること。

「10. 教授用及び実習用の器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品の目録」について（様式例エ参照（P.18））

「11. 収支予算及び向こう2年間の財政計画」について

- あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校、又は歯科技工士に係る学校、又は柔道整復師にかかる学校のうち、私立の学校のみ添付すること。

	教科	科目	単位数(学習指導要領)				履修方法	教育内容
			第1学年	第2学年	第3学年	計		
基礎分野	国語						科学的思考の基盤 人間と生活	
	地理歴史							
	公民							
	数学							
	理科							
	保健体育							
	芸術							
	外国語							
	家庭情報							
	小計							
専門基礎分野	保健理療	医療と社会					保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	
		人体の構造と機能					人体の構造と機能	
		疾病の成り立ちと予防					疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	
		生活と疾病						
小計								
専門分野	保健理療	基礎保健理療					基礎あん摩マッサージ指圧学	
		臨床保健理療					臨床あん摩マッサージ指圧学	
		地域保健理療と保健理療経営					社会あん摩マッサージ指圧学	
		保健理療基礎実習					実習	
		保健理療臨床実習						
小計								
		上記の各教科・科目					総合領域	
		保健理療情報活用						
		課題研究						
小計								
総合的な学習の時間								
特別活動(ホームルーム)								
自立活動								
合計								
備考								

1. 教育課程表は学科毎に作成すること。また、入学年度により異なる教育課程を編成する場合は、入学年度毎に作成すること。

2. 教育課程の編成に当たっては「【P.38資料ア】教育内容と教科「保健理療」に属する科目との対比表(特別支援学校(視覚障害)高等部本科)」に基づいて編成すること。また、専門基礎分野及び専門分野の編成に当たっては、学習指導要領に示す各科目により編成し、学習指導要領上の単位数を適用すること。なお、同欄に示す単位数を超過して履修させることも可能であること。

3. 「総合領域」の位置づけを明確にし、備考欄に記入すること(例:総合領域10単位は、課題研究2単位、保健理療情報活用2単位、保健理療基礎実習3単位、保健理療臨床実習3単位で構成)。なお本科保健理療科においては、基礎分野、専門基礎分野又は専門分野において取り扱うことができる。

4. 「特別活動(ホームルーム)」については、50分の授業をもって1単位時間とし、年間35単位時間の履修が必要であるが、単位の認定はできないこと。

5. 「履修方法」欄には、選択履修等について記入すること。

6. 専門科目の履修をもって必履修科目の履修の一部又は全部に代替している場合、又は、課題研究の履修をもって総合的な学習の時間の一部又は全部を代替する場合には、何単位をどの科目で代替したか備考欄に明記すること(例:保健2単位については、人体の構造と機能2単位で代替 総合的な学習の時間3単位については、課題研究3単位で代替)。

(様式例ア-2:専攻科保健理療科)

教育課程表

(平成〇〇年度以降入学者)

〇〇県立盲学校高等部専攻科保健理療科

	科目	単位数・授業時間数				履修方法	教育内容
		第1学年	第2学年	第3学年	計		
基礎分野							科学的思考の基盤 人間と生活
	小計						
専門基礎分野	医療と社会						保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念
	人体の構造と機能						人体の構造と機能
	疾病の成り立ちと予防 生活と疾病						疾病の成り立ち、予防及び回復の促進
	小計						
専門分野	基礎保健理療						基礎あん摩マッサージ指圧学
	臨床保健理療						臨床あん摩マッサージ指圧学
	地域保健理療と 保健理療経営						社会あん摩マッサージ指圧学
	保健理療基礎実習						実習
	保健理療臨床実習						
	保健理療情報活用						総合領域
	課題研究						
小計							
合計							
備考							

1. 教育課程表は学科毎に作成すること。また、入学年度により異なる教育課程を編成する場合は、入学年度毎に作成すること。

2. 教育課程表の編成に当たっては【P.39資料イ】「教育内容と教科「保健理療」に属する科目との対比表(特別支援学校(視覚障害)高等部専攻科)」に基づいて編成すること。また、「単位数・授業時間数」欄には、教育課程編成の実際に応じ、単位数又は授業時間数を記入する。単位数で記入する場合は、「学習指導要領上の単位数」か、「大学設置基準上の単位数」かを備考欄に記入すること。なお、同欄に示す単位数を超過して履修させることも可能である。

3. 「総合領域」の位置づけを明確にし、備考欄に記入すること(例:総合領域10単位は、課題研究2単位、保健理療情報活用2単位、保健理療基礎実習3単位、保健理療臨床実習3単位で構成)。なお、専攻科においては、専門分野の科目において取り扱うことができる。

4. 「履修方法」欄には、選択履修等について記入すること。

(様式例ア-3:専攻科理療科)

教育課程表

(平成〇〇年度以降入学者)

〇〇県立盲学校高等部専攻科理療科

	科目	単位数・授業時間数				履修方法	教育内容
		第1学年	第2学年	第3学年	計		
基礎分野							科学的思考の基盤 人間と生活
	小計						
専門基礎分野	医療と社会						保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念
	人体の構造と機能						人体の構造と機能
	疾病の成り立ちと予防 生活と疾病						疾病の成り立ち、予防及び回復の促進
	小計						
専門分野	基礎理療学						基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学
	臨床理療学						臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学
	地域理療と理療経営						社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゅう学
	理療基礎実習						実習
	理療臨床実習						
	理療情報活用						総合領域
	課題研究						
小計							
合計							
備考							

1. 教育課程表は学科毎に作成すること。また、入学年度により異なる教育課程を編成する場合は、入学年度毎に作成すること。
2. 教育課程表の編成に当たっては【P.40資料ウ】「教育内容と教科「理療」に属する科目との対比表(特別支援学校(視覚障害)高等部専攻科)」に基づいて編成すること。また、「単位数・授業時間数」欄には、教育課程編成の実際に応じ、単位数又は授業時間数を記入する。単位数で記入する場合は、「学習指導要領上の単位数」か、「大学設置基準上の単位数」かを備考欄に記入すること。なお、同欄に示す単位数を超過して履修させることも可能である。
3. 「総合領域」の位置づけを明確にし、備考欄に記入すること(例:総合領域10単位は、課題研究2単位、理療情報活用2単位、理療基礎実習3単位、理療臨床実習3単位で構成)。なお、専攻科においては、専門分野の科目において取り扱うことができる。
4. 「履修方法」欄には、選択履修等について記入すること。

(様式例イ)

学校長の氏名、履歴等

氏名

氏名		生年月日	
現住所			

学歴

年	月	事	項
年	月		
年	月		
年	月		

職歴

年	月	事	項
年	月		
年	月		
年	月		

(様式例ウ)

教員の氏名、履歴及び担当授業科目並びに専任又は兼任の別 (本科・専攻科) 学科名									
番号	職名	氏名	生年	履歴			担当教科科目	週担当授業時数	専任兼任の別
				免許・資格	学歴	教育歴			
1						年月		()	
2						年月		()	
3						年月		()	

(注)

- 免許・資格欄には、教員免許及びあん摩マッサージ指圧師免許等について記入すること。
- 学歴欄には、最終学歴(学校名、卒業・修了年月)を記入すること。
- 教育歴欄には、認定を受けようとする日における在職期間(幼稚園、小学校、中学校等も含めて教職にあった期間を通算する。)を記入すること。
- 担当教科科目欄は、新設年度における担当教科科目を当該年度の教育課程と照合させて作成すること。
- 週担当授業時数欄は、各教員の当該学科における担当時数を記入するとともに、他の学科、部を含め、1週間に受け持つ授業時数を括弧を付して記入すること。
- 「兼任」は、非常勤の教員の場合に記入すること。

(様式例工)

教授用及び実習用の器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品の目録

(1) 器械器具

番号	品目	数量	備考
1			
2			
3			

(2) 標本及び模型

番号	品目	数量	備考
1			
2			
3			

(3) 図書（学術雑誌は目録を添付）

図書の種類	現有冊数・種類（点字図書の内数）	備考
	冊（ ）	
専門基礎分野に関する図書	冊（ ）	
	冊（ ）	
	冊（ ）	
合計	冊（ ）	
学術雑誌	種類（ ）	

(4) その他の備品

番号	品目	数量	備考
1			
2			
3			

(注)

- 器械器具、標本及び模型の数については、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」（平成元年10月11日付け文初特第174号文部省初等中等教育局長・高等教育局長通知）（抄）を参照すること。（P.44～）

四. 変更承認申請について

1. 提出書類 変更承認申請書

2. 提出期限

承認を受けようとする日から3か月前（4月1日に承認を受ける場合は前年の12月28日（休日の場合は、直前の開庁日））

（様式例）

変 更 承 認 申 請 書		年 月 日
文 部 科 学 大 臣 殿		
設置者名称		
住所		
代表者職・氏名		印
<p>【学校・学科名】の【変更承認申請事項】の変更について、【あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第3条第1項】の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。</p>		
1. 学校の名称、位置及び学校長の氏名		
名 称		
位 置	〒 —	電話（ ） —
学校長の氏名		
2. 変更事項		
（例）入学定員の変更		
学校名・学科名	新	旧
	1学年の定員	1学年の定員
〇〇県立	本科保健医療科	人
盲学校	専攻科保健医療科	人
	専攻科理療科	人
3. 変更理由		
4. 変更年月日	平成 年 月 日	
	（平成 年 月 日以降に入学する者から適用する。）	
5. 学則（別添のとおり）		

3. 記入上の注意事項

- 設置者名称、住所、代表者職・氏名、【】内の記入については、学校認定（指定）申請書の3. 記入上の注意事項参照（P. 12）

「2. 変更事項」について

- 教育課程を変更する場合は、教育課程表を当該変更承認申請に係る学科の別に記入すること。また、新旧の教育課程表を提出すること。
- 入学年度により、異なる教育課程を編成する場合は、入学年度別に作成すること。（様式例ア参照（P. 13～））
- 入学定員を増加する変更を行う場合は、入学定員の変更について記入するとともに、校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図を添付すること（学校認定申請書の3. 記入上の注意事項参照（P. 12））
- 校舎の各室の用途及び面積等を変更する場合は、校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図を添付すること。（学校認定（指定）申請書の3. 記入上の注意事項参照（P. 12））

「5. 学則」について

- 学則（修業年限、生徒の定員及び教育課程に関する事項）に変更がある場合は、新学則及び旧学則を添付すること。学則以外の変更事項の場合は添付の必要はない。なお、都道府県条例等が学則に相当する場合もあるので留意すること。

(記入例) ※内容は架空のものです。

変更承認申請書

平成〇〇年12月10日

文部科学大臣 殿

設置者名称 文部県教育委員会
住所 東京都千代田区永田町1-77
代表者職・氏名 教育長 科学 花子 印

文部県立盲学校本科保健理療科の教育課程の変更について、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第3条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 学校の名称、位置及び学校長の氏名

名 称	文部県立盲学校
位 置	〒100-0000 東京都千代田区霞が関3-2-22 電話 (03) 5252-4111
学校長の氏名	文部 太郎

2. 変更事項 教育課程の変更

【本科保健理療科】

科目名	新			旧		
	1学年	2学年	3学年	1学年	2学年	3学年
ア 生活と疾病		4単位	4単位		5単位	3単位
イ 基礎保健理療		4単位	2単位		2単位	4単位
ウ 臨床保健理療		2単位	5単位		3単位	4単位
エ 情報A				2単位		
オ 保健理療情報活用	2単位					
カ 国語表現 I				2単位		
キ 国語総合	2単位					
ク オーラルコミュニケーション I					2単位	
ケ コミュニケーション英語 I		2単位				

3. 変更理由

ア 「生活と疾病」の内容のうち、「主な症状の診察法」を第2学年で一括して学習していたものを、第2学年と第3学年に均等に振り分けることで、理論と実習を並行して学習し、より高い学習効果を得るため。

イ 「基礎保健理療」の内容のうち、「経絡と経穴」「経絡、経穴と現代医学」を第2学年へ移行することで、実習に至る前に基礎理論の理解を十分に行えるようにするため。

ウ イの変更と合わせ、「臨床保健理療」を第3学年で重点的に学習することで、「基礎保健理療」における基礎的な内容を十分に理解した上で、施術を行う態度を身に付ける学習へと効果的に移行するため。

エオ 医療現場の情報化に対応することを目的とし、情報及び情報処理に関する知識・技能を、一般的な知識としてではなく、保健理療の分野において活用できる知識・技能として身に付

けさせるため、情報Aについては、保健医療情報活用の履修に替えることとする。
カキ 学習指導要領の改訂に伴い、「国語表現Ⅰ」を「国語総合」に変更したため。
クケ 学習指導要領の改訂に伴い、「オーラルコミュニケーションⅠ」を「コミュニケーション英語Ⅰ」に変更したため。

4. 変更年月日 平成××年4月1日
 (平成××年4月1日以降に入学する者から適用する。)

5. 学則（別添のとおり）

(新) 教育課程表 (平成25年度以降入学生に適用)

	教科	科目	単位数(学習指導要領)				履修方法	教育内容
			第1学年	第2学年	第3学年	計		
基礎分野	国語	国語総合	2	1	1	4	科学的思考の基盤 人間と生活	
	地理歴史	世界史A		2		2		
		地理A	2			2		
	公民	現代社会	2			2		
	数学	数学Ⅰ	2	1		3		
		科学と人間生活		2		2		
	保健体育	生物基礎	2			2		
		体育	2	2	3	7		
		保健	1*	1*				
	芸術	音楽Ⅰ	2			2		
	外国語	コミュニケーション英語Ⅰ	1	1	1	3		
家庭基礎			2		2			
家庭情報	社会と情報	2*						
	小計	15	11	5	31			
専門基礎分野	保健医療	医療と社会	1	1		2	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	
		人体の構造と機能	5	3	2	10	人体の構造と機能	
		疾病の成り立ちと予防	2	2		4	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	
		生活と疾病		2	4	6		
		小計	8	8	6	22		
専門分野	保健医療	基礎保健医療	2	2	2	6	基礎あん摩マッサージ指圧学	
		臨床保健医療		2	4	6	臨床あん摩マッサージ指圧学	
		地域保健医療と保健医療経営			2	2	社会あん摩マッサージ指圧学	
		保健医療基礎実習	2	4		6	実習	
		保健医療臨床実習			6	6		
	小計	4	8	14	26			
		現代社会				(2)	総合領域	
	数学Ⅰ					(3)		
	課題研究			3	3			
	保健医療情報活用	1	1		2			
	小計	1	1	3	5(5)			
	特別活動(ホームルーム)	1	1	1	3			
	自立活動	1	1	1	3			
	総合的な学習の時間			3*				
	合計	30	30	30	90	(7)		
(備考)								
・保健2単位は、疾病の成り立ちと予防のうち、2単位で代替。								
・社会と情報2単位は、保健医療情報活用の2単位で代替。								
・総合的な学習の時間3単位は、課題研究3単位で取り扱う。								

(旧) 教育課程表 (平成24年度入学生に適用)

教育課程							履修 方法	教育内容
教科	科目	単位数(学習指導要領)						
		第1学年	第2学年	第3学年	計			
基礎分野	国語	国語表現 I	2			2	科学的思考の基盤 人間と生活	
	地理歴史	世界史A			2	2		
		地理A		2		2		
	公民	現代社会	2			2		
	数学	数学 I	3			3		
	理科	科学と人間生活		2		2		
		生物基礎	2			2		
	保健体育	体育	3	2	2	7		
		保健						
	芸術	音楽 I		2		2		
	外国語	英語 I	2			2		
家庭	家庭基礎		2		2			
情報	情報A	2			2			
小計		16	10	4	30			
専門基礎分野	保健医療	医療と社会	1	1		2	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	
		人体の構造と機能	5	2	2	9	人体の構造と機能	
		疾病の成り立ちと予防	2	2		4	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	
		生活と疾病		5	3	8		
	小計		8	10	5	23		
専門分野	保健医療	基礎保健医療		2	4	6	基礎あん摩マッサージ指圧学	
		臨床保健医療		3	4	7	臨床あん摩マッサージ指圧学	
		地域保健医療と保健医療経営			2	2	社会あん摩マッサージ指圧学	
		保健医療基礎実習	3	1		4	実習	
	保健医療臨床実習		1	7	8			
小計		3	7	17	27			
		現代社会				(2)	総合領域	
		数学 I				(3)		
		科学と人間生活				(2)		
		課題研究			1	1		
	小計				1	1(7)		
特別活動(ホームルーム)			1	1	1	3		
自立活動			1	1	1	3		
総合的な学習の時間			1	1	1	3		
計			30	30	30	90		
(備考)								
・保健2単位は、疾病の成り立ちと予防2単位で代替。								

(旧) 教育課程表 (平成23年度入学生に適用)

教育課程							履修 方法	教育内容
教科	科目	単位数(学習指導要領)						
		第1学年	第2学年	第3学年	計			
基礎分野	国語	国語表現 I	2			2	科学的思考の基盤 人間と生活	
	地理歴史	世界史A			2	2		
		地理A		2		2		
	公民	現代社会	2			2		
	数学	数学 I	3			3		
	理科	理科総合A		2		2		
		理科総合B	2			2		
	保健体育	体育	3	2	2	7		
		保健						
	芸術	音楽 I		2		2		
	外国語	英語 I	2			2		
	家庭	家庭基礎		2		2		
情報	情報A	2			2			
小計		16	10	4	30			
専門基礎分野	保健医療	医療と社会	1	1		2	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	
		人体の構造と機能	5	2	2	9	人体の構造と機能	
		疾病の成り立ちと予防	2	2		4	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	
		生活と疾病		5	3	8		
	小計		8	10	5	23		
専門分野	保健医療	基礎保健医療		2	4	6	基礎あん摩マッサージ指圧学	
		臨床保健医療		3	4	7	臨床あん摩マッサージ指圧学	
		地域保健医療と保健医療経営			2	2	社会あん摩マッサージ指圧学	
		保健医療基礎実習	3	1		4	実習	
		保健医療臨床実習		1	7	8		
小計		3	7	17	27			
		現代社会				(2)	総合領域	
		数学 I				(3)		
		理科総合A				(2)		
		課題研究			1	1		
	小計				1	1(7)		
特別活動(ホームルーム)			1	1	1	3		
自立活動			1	1	1	3		
総合的な学習の時間			1	1	1	3		
計			30	30	30	90		
(備考)								
・保健2単位は、疾病の成り立ちと予防2単位で代替。								

五. 変更届出について

認定・指定を受けている学校について、1) 設置者の名称又は住所（主たる事務所の所在地）
2) 学校の名称、位置、3) 学則（修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項を除く）の変更があった場合に提出すること。

1. 提出書類様式
変更届出書

2. 提出期限
変更後1か月以内（休日の場合は、直前の開庁日）

（様式例）

変 更 届 出 書		年 月 日
文 部 科 学 大 臣 殿		
設置者名称 住所 代表者職・氏名		印
<p>【学校・学科名】の【変更届出事項】の変更について、【あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第3条第2項】の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。</p>		
1. 学校の名称、位置及び学校長の氏名		
名 称		
位 置	〒 —	電話（ ） —
学校長の氏名		
2. 変更事項		
3. 変更理由		
4. 変更年月日	平成 年 月 日	
5. 学則（別添のとおり）		

3. 記入上の注意事項

- 設置者名称、住所、代表者職・氏名、【】内の記入については、学校認定（指定）申請書の3. 記入上の注意事項参照（P. 12）

「5. 学則」について

- 学則（修業年限、生徒の定員及び教育課程に関する事項以外）に変更がある場合は、新学則及び旧学則を添付すること。学則以外の変更事項の場合には添付する必要はない。なお、都道府県条例等が学則に相当する場合もあるので留意すること。

六. 認定（指定）取消申請について

1. 提出書類

認定（指定）取消申請書

2. 提出期限

取消しを受けようとする日から3か月前（3月31日付で取消しを受ける場合は前年12月28日（休日の場合は直前の開庁日））

（様式例）

<p style="text-align: center;">認定（指定）取消申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">文 部 科 学 大 臣 殿</p> <p style="text-align: center;">設置者名称 住所 代表者職・氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>【学校・学科名】の認定の取消しについて、【あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第7条】の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。</p> <p>1. 学校の名称、位置及び学校長の氏名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>位 置</td> <td style="text-align: center;">〒</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">電話（ ）</td> </tr> <tr> <td>学校長の氏名</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table> <p>2. 学科の名称、修業年限等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">学 科 の 名 称</th> <th style="width: 15%;">修 業 年 限</th> <th style="width: 15%;">1学年の 定 員</th> <th style="width: 15%;">総学級数</th> <th style="width: 15%;">総定員</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 認定年月日</p> <p>4. 認定の取消しを受けようとする理由</p> <p>5. 認定の取消しを受けようとする予定期日</p> <p>6. 在学中の生徒がある場合のその措置等</p>						名 称						位 置	〒	-	電話（ ）			学校長の氏名						学 科 の 名 称	修 業 年 限	1学年の 定 員	総学級数	総定員	備考																		
名 称																																															
位 置	〒	-	電話（ ）																																												
学校長の氏名																																															
学 科 の 名 称	修 業 年 限	1学年の 定 員	総学級数	総定員	備考																																										

3. 記入上の注意事項

- 設置者名称、住所、代表者職・氏名、【】内の記入については、学校認定（指定）申請書の3. 記入上の注意事項参照（P. 12）

七．参 考 資 料

＜あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師関係条文＞

○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(抄)

(昭和22年12月20日法律第217号)

第2条 免許は、学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者で、3年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得したものであつて、厚生労働大臣の行うあん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験又はきゆう師試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が、これを与える。

2 前項の認定を申請するには、申請書に、教育課程、生徒の定員その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項を記載した書類を添付して、文部科学省令・厚生労働省令の定めるところにより、これを文部科学大臣又は厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 第1項の学校又は養成施設の設置者は、前項に規定する事項のうち教育課程、生徒の定員その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、文部科学省令・厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣又は厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

4～10 (略)

第18条の2 文部科学省令・厚生労働省令で定める程度の著しい視覚障害のある者(以下「視覚障害者」という。)にあつては、当分の間、第2条第1項の規定にかかわらず、学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することができる者であつて、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において、あん摩マッサージ指圧師については3年以上、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師については5年以上、これらの者となるのに必要な知識及び技能を修得したものは、試験を受けることができる。

2～3 (略)

○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令(抄)

(平成4年9月24日政令第301号)

第1条(学校又は養成施設の認定) 主務大臣は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に関する法律(以下「法」という。)第2条第1項又は第18条の2第1項に規定する学校又は養成施設(以下「学校養成施設」という。)の認定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

第2条(認定の申請) 前条の学校養成施設の認定を受けようとするときは、その設置者は、その所在地の都道府県知事(公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。第12条を除き、以下同じ。)を経由して主務大臣に申請しなければならない。

第3条(変更の承認又は届出) 第1条の認定を受けた学校養成施設(以下「認定学校養成施設」という。)の設置者は、法第2条第3項に定める事項を変更しようとするときは、その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請しなければならない。

2 認定学校養成施設の設置者は、主務省令で定める事項に変更があったときは、その日から1月以内に、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

第4条（報告）認定学校養成施設の設置者は、毎学年度開始後2月以内に、主務省令で定める事項を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に報告しなければならない。

第7条（認定取消しの申請）認定学校養成施設について、主務大臣の認定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

○あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則(抄)

(昭和26年9月13日 文部省・厚生省令第2号)

第2条（認定基準）法第2条第1項の学校及び養成施設に係る令第1条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者（法第2条第1項に規定する文部科学大臣の認定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者又は同法第1条に規定する学校以外の学校若しくは養成施設にあつては、法第18条の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は3年以上であること。

三 教育の内容は、別表第1に定めるもの以上であること。

四 学校又は養成施設の長は、専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者であり、かつ、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の教育又は養成に相当であると認められる者であること。

五 別表第1教育内容の欄に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有すること。

六 教員は、別表第2の上欄に掲げる教育内容について、それぞれ同表の下欄に掲げる者であること。

七 教員のうち5人（1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が30人までを増すごとに2を加えた数）以上は、別表第2専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第四号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員（以下「専任教員」という。）であること。ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては3人（1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が30人までを増すごとに2を加えた数）、その翌年度にあつては4人（1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が30人までを増すごとに2を加えた数）とすることができる。

八 1学級の生徒の定員は30人以下（特別支援学校において視覚障害者である生徒に対する教育を行う学級にあつては、15人以下）であること。

九 同時に授業を行う学級の数を下らない数の普通教室を有すること。

十 基礎医学実習室及び実技実習室を有すること。

十一 普通教室の面積は生徒1人につき1・65平方メートル以上、基礎医学実習室の面

積は生徒1人につき3・31平方メートル以上、実技実習室の面積は1ベッドにつき6・3平方メートル以上であること。

十二 実習室は、ロッカールーム又は更衣室及び消毒設備を有すること。

十三 校舎の配置及び構造は、第九号から前号までに定めるもののほか、教育上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。

十四 教育上必要な器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を有すること。

十五 専任の事務職員を有すること。

十六 管理及び維持経営の方法が確実であること。

第7条（認定の申請書に添付する書類の記載事項）法第2条第2項の省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）の設置する学校又は国の設置する養成施設にあつては第二号から第九号までに掲げる事項とし、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。以下この条において同じ。）の設置する学校又は養成施設にあつては第一号から第九号までに掲げる事項とする。

一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二 名称

三 位置

四 設置年月日

五 学則

六 長の氏名及び履歴

七 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別

八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図

九 教授用及び実習用の器械器具、標本、模型、図書その他の備品の目録

十 収支予算及び向こう2年間の財政計画

2 学校又は養成施設について、法第18条の2第1項の文部科学大臣又は厚生労働大臣の認定を受けようとするときは、その設置者は、申請書に前項各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。ただし、国立大学法人の設置する学校若しくは国の設置する養成施設又は地方公共団体の設置する学校若しくは養成施設にあつては、前項ただし書の規定の例による。

第8条（変更の承認又は届出を要する事項）法第2条第3項の省令で定める事項は、前条第1項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項に限る。）又は同項第八号に掲げる事項とする。

第9条（報告を要する事項）令第4条（令第8条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、公立の学校又は養成施設にあつては、第一号から第三号までに掲げる事項とする。

一 当該学年度の学年別生徒数

二 前学年度の卒業者数

三 前学年度における教育の実施状況の概要

四 前学年度における経営の状況及び収支決算

第10条（認定取消しの申請書等に添える書類の記載事項）令第7条の申請書又は令第8条の規定により読み替えて適用する令第7条の書面には、次に掲げる事項を記載した書類

を添えなければならない。

- 一 認定の取消しを受けようとする理由
- 二 認定の取消しを受けようとする予定期日
- 三 在学中の生徒があるときは、その措置

<理学療法関係条文>

○理学療法士及び作業療法士法(抄)(昭和40年6月29日法律第137号)

第3条(免許) 理学療法士又は作業療法士になろうとする者は、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許(以下「免許」という。)を受けなければならない。

第11条(理学療法士国家試験の受験資格) 理学療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定により大学に入学することができる者(この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、3年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 二～三(略)

○理学療法士及び作業療法士法施行令(抄)(昭和40年10月1日政令第327号)

第9条(学校又は養成施設の指定) 主務大臣は、法第11条第一号若しくは第二号若しくは第12条第一号若しくは第二号に規定する学校又は法第11条第一号若しくは第二号に規定する理学療法士養成施設若しくは法第12条第一号若しくは第二号に規定する作業療法士養成施設(以下「学校養成施設」という。)の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める規準に従い、行うものとする。

第10条(指定の申請) 前条の学校養成施設の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事(大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。以下同じ。)を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

第11条(変更の承認又は届出) 第9条の指定を受けた学校養成施設(以下「指定学校養成施設」という。)の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定学校養成施設の設置者は、主務省令に定める事項に変更があつたときは、その日から1月以内に、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

第12条(報告) 指定学校養成施設の設置者は、毎学年度開始後2月以内に、主務省令で定める事項を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に報告しなければならない。

第15条(指定取消しの申請) 指定学校養成施設について、主務大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

○理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則(抄)

(昭和41年3月30日文部省・厚生省令第3号)

第2条(法第11条第一号の学校又は養成施設の指定基準) 法第11条第一号の学校又は養成施設に係る令第9条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法第90条第1項に規定する者(法第11条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)、旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を卒業した者又は附則第3項各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、3年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表第1に定めるもの以上であること。
- 四 別表第1に掲げる教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち6人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、1学級増すごとに3を加えた数)以上は理学療法士である専任教員であること。ただし、理学療法士である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては4人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、1学級増すごとに1を加えた数)、その翌年度にあつては5人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、1学級増すごとに2を加えた数)とすることができる。
- 五 理学療法士である専任教員は、免許を受けた後5年以上理学療法に関する業務に従事した者であること。
- 六 1学級の定員は、40人以下であること。
- 七 同時に授業を行う学級の数を下らない数の普通教室を有すること。
- 八 適当な広さの実習室を有すること。
- 九 教育上必要な機械器具、標本、模型、図書及びその他の設備を有すること。
- 十 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること。
- 十一 実習施設における臨床実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十二 管理及び維持経営の方法が確実であること。

2(略)

第4条(指定の申請書の記載事項等) 令第10条の申請書には、次に掲げる事項(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。)の設置する学校又は養成施設にあつては、第十二号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

- 一 設置者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称)
- 二 名称
- 三 位置
- 四 設置年月日
- 五 学則
- 六 長の氏名及び履歴
- 七 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- 八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- 九 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録

- 十 実習施設の名称、位置及び開設者の氏名（法人にあつては、名称）並びに当該施設における実習用設備の概要
 - 十一 実習施設における最近1年間の理学療法又は作業療法を受けた患者延数（施設別に記載すること。）
 - 十二 収支予算及び向こう2年間の財政計画
- 2 令第16条の規定により読み替えて適用する令第10条の書面には、前項第二号から第十一号までに掲げる事項を記載しなければならない。
- 3 第1項の申請書又は前項の書面には、実習施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者の承諾書を添えなければならない。
- 第5条（変更の承認又は届出を要する事項）令第11条第1項の主務省令で定める事項は、前条第1項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。）若しくは同項第八号に掲げる事項又は実習施設とする。
- 2 令第11条第2項の主務省令で定める事項は、前条第1項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項を除く。次項において同じ。）とする。
- 3 令第16条の規定により読み替えて適用する令第11条第2項の主務省令で定める事項は、前条第1項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項とする。
- 第6条（報告を要する事項）令第12条（令第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 当該学年度の学年別学生数
 - 二 前学年度における教育実施状況の概要
 - 三 前学年度の卒業者数
- 第7条（指定取消しの申請書等の記載事項）令第15条の申請書又は令第16条の規定により読み替えて適用する令第15条の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 指定の取消しを受けようとする理由
 - 二 指定の取消しを受けようとする予定期日
 - 三 在学中の学生があるときは、その措置

<歯科技工関係条文>

○歯科技工士法(抄)(昭和30年8月16日法律第168号)

第3条（免許）歯科技工士の免許（以下「免許」という。）は、歯科技工士国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して与える。

第14条（受験資格）試験は、次の各号の1に該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者
- 二～四（略）

○歯科技工士法施行令(抄)(昭和30年9月7日政令第228号)

第9条（学校又は養成所の指定）主務大臣は、歯科技工士法第14条第一号に規定する歯科技工士学校又は法第14条第二号に規定する歯科技工士養成所（以下「学校養成所」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

第10条（指定の申請）前条の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。以下同じ。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

第11条（変更の承認又は届出）第9条の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から1月以内に、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

第12条（報告）指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後2月以内に、主務省令で定める事項を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に報告しなければならない。

第16条（指定取消しの申請）指定学校養成所について、主務大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

○歯科技工士学校養成所指定規則(抄)(昭和31年2月24日厚生省令第3号)

第2条（指定基準）令第9条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 入学又は入所資格は、学校教育法第90条第1項に掲げるもの（歯科技工士法第14条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第2項の規定により同項に規定する者を当該大学に入学させる場合を含む。）であること。

二 修業年限は、2年以上であること。

三 別表の学科課程を有すること。

四 前号の学科課程の各科目を教授するために歯科医師2人以上を含む適当な数の教員を有し、かつ、そのうち3人以上は歯科医師又は歯科技工士である専任教員であること。

五 学生又は生徒の定員は、1学級10人以上35人以内であること。

六 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。

七 基礎実習室、歯科技工実習室及び歯科理工学検査室を有すること。

八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。

九 管理及び維持経営の方法が確実であること。

第3条（指定の申請書の記載事項等）令第10条の申請書には、次に掲げる事項（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する学校養成所にあつては、第九号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二 名称

三 位置

四 設置年月日

五 学則

六 長の氏名

七 教員の氏名及び担当科目並びに専任又は兼任の別

八 校舎の各室の用途及び面積

- 九 収支予算及び向こう二年間の財政計画
- 2 令第17条の規定により読み替えて適用する令第10条の書面には、前項第二号から第八号までに掲げる事項を記載しなければならない。
- 3 第1項の申請書又は前項の書面には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 長及び教員の履歴書
 - 二 校舎の配置図及び平面図
 - 三 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録
- 第4条（変更の承認又は届出を要する事項）令第11条第1項の主務省令で定める事項は、前条第1項第五号に掲げる事項（修業年限、学科課程及び学生又は生徒の定員に関する事項に限る。）又は同項第八号に掲げる事項とする。
- 2 令第11条第2項（令第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前条第1項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項（修業年限、学科課程及び学生又は生徒の定員に関する事項を除く。）とする。

- 第5条（報告を要する事項）令第12条（令第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 当該学年度の学年別の学生又は生徒の数
 - 二 前学年度の卒業者数
 - 三 前学年度における教育実施状況の概要
 - 四 前学年度における経営の状況及び収支決算
- 第6条（指定取消しの申請書等の記載事項）令第16条の申請書又は令第17条の規定により読み替えて適用する令第16条の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 指定の取消しを受けようとする理由
 - 二 指定の取消しを受けようとする予定期日
 - 三 在学中の学生又は生徒があるときは、その措置

<柔道整復師関係条文>

○柔道整復師法(抄)(昭和45年4月14日法律第19号)

第3条（免許）柔道整復師の免許（以下「免許」という。）は、柔道整復師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。

第12条（受験資格）試験は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者（この項の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、3年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した柔道整復師養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ、受けることができない。

2（略）

○柔道整復師法施行令(抄)(平成4年9月24日政令第302号)

第2条（学校又は養成施設の指定）主務大臣は、法第12条第1項に規定する学校又は柔道整復

師養成施設（以下「学校養成施設」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

第3条（指定の申請）前条の学校養成施設の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事（公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。以下同じ。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

第4条（変更の承認又は届出）第2条の指定を受けた学校養成施設（以下「指定学校養成施設」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定学校養成施設の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から1月以内に、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

第5条（報告）指定学校養成施設の設置者は、毎学年度開始後2月以内に、主務省令で定める事項を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に報告しなければならない。

第8条（指定取消しの申請）指定学校養成施設について、主務大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

○柔道整復師学校養成施設指定規則（抄）（昭和47年5月13日文部省・厚生省令第2号）

第2条（指定基準）令第2条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者（法第12条第1項に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者又は同法第1条に規定する学校以外の学校若しくは養成施設にあつては、法附則第11項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、3年以上であること。

三 教育の内容は、別表第1に定めるもの以上であること。

四 学校又は養成施設の長は、専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者であり、かつ、柔道整復師の教育又は養成に相当であると認められる者であること。

五 別表第1教育内容の欄に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有すること。

六 教員は、別表第2の上欄に掲げる教育内容について、それぞれ同表の下欄に掲げる者であること。

七 教員のうち5人（1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が30人までを増すごとに1を加えた数）以上は、別表第2専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第二号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員（以下「専任教員」という。）であること。ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては3人（1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が30人までを増すごとに1を加えた数）、その翌年度にあつては4人（1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が30人までを増すごとに1を加えた数）とすることができる。

きる。

- 八 1学級の生徒の定員は30人以下であること。
- 九 同時に授業を行う学級の数を下らない数の普通教室を有すること。
- 十 基礎医学実習室及び実技実習室を有すること。
- 十一 普通教室の面積は生徒1人につき1・65平方メートル以上、基礎医学実習室の面積は生徒1人につき3・31平方メートル以上、実技実習室の面積は1ベッドにつき6・3平方メートル以上であること。
- 十二 実習室は、ロッカールーム又は更衣室及び消毒設備を有すること。
- 十三 校舎の配置及び構造は、第九号から前号までに定めるもののほか、教育上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。
- 十四 教育上必要な器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を有すること。
- 十五 専任の事務職員を有すること。
- 十六 管理及び維持経営の方法が確実であること。

第3条（指定の申請書に添える書類の記載事項）令第3条の申請書には、次に掲げる事項（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する学校又は養成施設にあつては、第10号に掲げる事項を除く。）を記載した書類を添えなければならない。

- 一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 名称
- 三 位置
- 四 設置年月日
- 五 学則
- 六 長の氏名及び履歴
- 七 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- 八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- 九 教授用及び実習用の器械器具、標本、模型、図書その他の備品の目録
- 十 収支予算及び向こう2年間の財政計画

2 令第9条の規定により読み替えて適用する令第3条の書面には、前項第二号から第九号までに掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

第4条（変更の承認又は届出を要する事項）令第4条第1項（令第9条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前条第1項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項に限る。）又は同項第八号に掲げる事項とする。

2 令第4条第2項の主務省令で定める事項は、前条第1項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項を除く。次項において同じ。）とする。

3 令第9条の規定により読み替えて適用する令第4条第2項の主務省令で定める事項は、前条第1項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項とする。

第5条（報告を要する事項）令第5条（令第9条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該学年度の学年別生徒数
- 二 前学年度の卒業生数

三 前学年度における教育の実施状況の概要

四 前学年度における経営の状況及び収支決算

第5条（指定取消しの申請書等に添える書類の記載事項）令第8条の申請書又は令第9条の規定により読み替えて適用する令第8条の書面には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一 指定の取消しを受けようとする理由

二 指定の取消しを受けようとする予定期日

三 在学中の生徒があるときは、その措置

<大学設置基準条文>

○大学設置基準（抄）（昭和31年10月22日文部省令第28号）

第21条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

三 （略）

3（略）

ア 教育内容と教科「保健理療」に属する科目との対比表（特別支援学校（視覚障害）高等部本科）

認定規則に示す教育内容と単位数		左の単位数を換算した授業時間数	学習指導要領の教科・科目と左の授業時間数を換算した単位数		
1 基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	210～420	各学科に共通する各教科・科目	6～12
	小 計	14	210～420		6～12
2 専門基礎分野	人体の構造と機能	13	195～390	人体の構造と機能	6～11
	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	12	180～360	疾病の成り立ちと予防 生活と疾病	6～10
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	2	30～60	医療と社会	1
	小 計	27	405～810		13～22
3 専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学	6	90～180	基礎保健理療	3～5
	臨床あん摩マッサージ指圧学	8	120～240	臨床保健理療	4～6
	社会あん摩マッサージ指圧学	2	30～60	地域保健理療と保健理療経営	1
	実習（臨床実習を含む。）	10	300～450	保健理療基礎実習 保健理療臨床実習	9～12
	小 計	26	540～930		17～24
1 2 3	総合領域	10	150～450	上記の各教科・科目 保健理療情報活用 研究課題	5～12
	合 計	77	1305～2610		41～70

(注)

- 1 教育内容、単位数等は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則」（昭和26年9月13日）（以下「認定規則」という。）に基づくものである。
- 2 「認定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容ごとの単位数は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項によるものである。（1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とし、実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とする。）
- 3 「認定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容ごとの単位を充足するには、「学習指導要領の教科・科目と左の授業時間数を換算した単位数」欄の各科目について、「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す単位数を満たすことが必要である。なお、「認定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す単位数を超えて履修させることは可能である。
- 4 「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数は、各教育内容ごとの単位数に相当する授業時数である。（「実習」については30～45時間の授業、「総合領域」については15～45時間の授業、その他の教育内容については15～30時間の授業をもって1単位とするものとして算出している。ただし、体育については、30～45時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とする必要がある。また、「総合領域」については、基礎分野、専門基礎分野又は専門分野において取り扱うものとし、講義又は演習により授業を行う場合は、15～30時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とし、実験、実習又は実技により授業を行う場合は、30～45時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とする。）
- 5 「学習指導要領上の教科・科目と左の授業時間数を換算した単位数」欄に示す単位数は、各教育内容ごとの「左の単位数を換算した授業時間数」欄の授業時間数に相当する学習指導要領上の単位数（1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。）である。
- 6 総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動については、基礎分野、専門基礎分野又は専門分野のいずれにも該当しないものとする。

イ 教育内容と教科「保健理療」に属する科目との対比表（特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科）

	認定規則に示す教育内容と単位数		左の単位数を換算した授業時間数	学習指導要領の教科・科目
1 基礎分野	科学的思考の基盤	14	210～420	
	人間と生活			
	小計	14	210～420	
2 専門基礎分野	人体の構造と機能	13	195～390	人体の構造と機能
	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	12	180～360	疾病の成り立ちと予防 生活と疾病
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	2	30～60	医療と社会
	小計	27	405～810	
3 専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学	6	90～180	基礎保健理療
	臨床あん摩マッサージ指圧学	8	120～240	臨床保健理療
	社会あん摩マッサージ指圧学	2	30～60	地域保健理療と保健理療経営
	実習（臨床実習を含む。）	10	300～450	保健理療基礎実習 保健理療臨床実習
	総合領域	10	150～450	専門分野に係る各科目
				保健理療情報活用 課題研究
	小計	36	690～1380	
合計	77	1305～2610		

（注）

- 1 教育内容、単位数等は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則」（昭和26年9月13日）に基づくものである。
- 2 「認定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容ごとの単位数は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項によるものである。（1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とし、実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とする。）
- 3 「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数は、各教育内容ごとの単位数に相当する授業時数である。（「実習」については30～45時間の授業、「総合領域」については15～45時間の授業、その他の教育内容については15～30時間の授業をもって1単位とするものとして算出している。ただし、体育実技等を基礎分野の教育内容に位置付ける場合は、30～45時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とする必要がある。また、「総合領域」については、講義又は演習により授業を行う場合は、15～30時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とし、実験、実習又は実技により授業を行う場合は、30～45時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とする。）
- 4 「認定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容ごとの単位を充足するには、「学習指導要領の教科・科目」欄の各科目について、「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数を満たすことが必要である。なお、「認定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す時間数を超えて履修させることは可能である。

ウ 教育内容と教科「理療」に属する科目との対比表（特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科）

	認定規則に示す教育内容と単位数		左の単位数を換算した授業時間数	学習指導要領の教科・科目
1 基礎分野	科学的思考の基盤	14	210～420	
	人間と生活			
	小 計	14	210～420	
2 専門基礎分野	人体の構造と機能	13	195～390	人体の構造と機能
	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	12	180～360	疾病の成り立ちと予防
				生活と疾病
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	2	30～60	医療と社会
小 計	27	405～810		
3 専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学	8	120～240	基礎理療学
	臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学	12	180～360	臨床理療学
	社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゅう学	2	30～60	地域理療と理療経営
	実習（臨床実習を含む。）	20	600～900	理療基礎実習 理療臨床実習
	総合領域	10	150～450	専門分野に係る各科目
				理療情報活用
				課題研究
小 計	52	1080～2010		
合 計	93	1695～3240		

（注）

- 1 教育内容、単位数等は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則」（昭和26年9月13日）に基づくものである。
- 2 「認定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容ごとの単位数は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項によるものである。（1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とし、実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とする。）
- 3 「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数は、各教育内容ごとの単位数に相当する授業時数である。（「実習」については30～45時間の授業、「総合領域」については15～45時間の授業、その他の教育内容については15～30時間の授業をもって1単位とするものとして算出している。ただし、体育実技等を基礎分野の教育内容に位置付ける場合は、30～45時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とする必要がある。また、「総合領域」については、講義又は演習により授業を行う場合は、15～30時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とし、実験、実習又は実技により授業を行う場合は、30～45時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とする。）
- 4 「認定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容ごとの単位を充足するには、「学習指導要領の教科・科目」欄の各科目について、「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数を満たすことが必要である。なお、「認定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す時間数を超えて履修させることは可能である。

エ 教育内容と教科「理学療法」に属する科目との対比表（特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科）

	指定規則に示す教育内容と単位数		左の単位数を換算した授業時間数	学習指導要領の教科・科目
1 基礎分野	科学的思考の基盤	14	210～420	
	人間と生活			
	小 計	14	210～420	
2 専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	180～360	人体の構造と機能
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	12	180～360	疾病と障害
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	2	30～60	保健・医療・福祉とリハビリテーション
	小 計	26	390～780	
3 専門分野	基礎理学療法学 (ただし、義肢装具の内容を除く。)	6	90～180	基礎理学療法学
	理学療法評価学	5	75～150	理学療法評価学
	理学療法治療学 (ただし、義肢装具の内容を加える。)	20	300～600	理学療法治療学
	地域理学療法学	4	60～120	地域理学療法学
	臨床実習	18	540～810	臨床実習
	小 計	53	1065～1860	
選択科目				理学療法情報活用
				課題研究
	合 計	93	1665～3060	

(注)

- 1 教育内容、単位数等は、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」（昭和41年3月30日）（以下「指定規則」という。）に基づくものである。
- 2 「指定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容ごとの単位数は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項によるものである。（1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とし、実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とする。）
- 3 「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数は、各教育内容ごとの単位数に相当する授業時数である。（「実習」については30～45時間の授業、その他の教育内容については15～30時間の授業をもって1単位とするものとして算出している。ただし、体育実技等を基礎分野の教育内容に位置付ける場合は、30～45時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とする必要がある。）
- 4 「指定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容ごとの単位を充足するには、「学習指導要領の教科・科目」欄の各科目について、「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数を満たすことが必要である。なお、「指定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す時間数を超えて履修させることは可能である。
- 5 臨床実習の実習時間のうち、その3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。（指定規則別表第一）

才 教育内容と教科「歯科技工」に属する科目との対比表（特別支援学校（聴覚障害）高等部専攻科）

指定規則に示す科目と総時間数		学習指導要領の教科・科目
外国語	30	
造形美術概論	15	
関係法規	15	歯科技工関係法規
歯科技工学概論	50	歯科技工学概論
歯科理工学	220	歯科理工学
歯の解剖学	150	歯の解剖学
有床義歯技工学	440	有床義歯技工学
顎口腔機能学	60	顎口腔機能学
歯冠修復技工学	440	歯冠修復技工学
矯正歯科技工学	30	矯正歯科技工学
小児歯科技工学	30	小児歯科技工学
歯科技工実習	520	歯科技工実習
小 計	2000	
選択必修科目	200	歯科技工情報活用
		課題研究
合 計	2200	

(注)

- 1 学科目、総時間数等は、「歯科技工士学校養成所指定規則」（以下「指定規則」という。）に基づくもの。
- 2 歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学及び小児歯科技工学の教育については、基礎実習教育を含むこと。（指定規則別表備考1）
- 3 歯科技工実習は、少なくとも、学生又は生徒十人に対し、一人の割合の歯科医師又は歯科技工士によって教育するものとする。（指定規則別表備考2）
- 4 選択必修科目は、本表に掲げる科目のうち、外国語及び造形美術概論以外の科目から選択して講義又は実習を行うこと。（指定規則別表備考3）
- 5 「指定規則に示す科目と総時間数」欄に示す各学科目ごとの授業時間数を充足するには、「学習指導要領の教科・科目」欄の各科目について、「指定規則に示す科目と総時間数」欄に示す時間数（60分の授業をもって1時間と算定する。）を満たすことが必要である。なお、同欄に示す時間数を超えて履修させることは可能である。

カ 「柔道整復師学校養成施設指定規則」（以下「指定規則」という。）における教育内容・単位数と授業時間数との対比表（特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科）

	指定規則に示す教育内容と単位数	左の単位数を換算した授業時間数	
1 基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	210～420
	小 計	14	210～420
2 専門基礎分野	人体の構造と機能	13	195～390
	疾病と傷害	12	180～360
	保健医療福祉と柔道整復の理念	7	105～210
	小 計	32	480～960
3 専門分野	基礎柔道整復学	9	135～270
	臨床柔道整復学	14	210～420
	柔道整復実技 （臨床実習を含む。）	16	480～720
	小 計	39	825～1410
	合 計	85	1515～2790

（注）

- 1 教育内容、単位数等は、「柔道整復師学校養成施設指定規則」（昭和47年5月13日）（以下「指定規則」という。）に基づくものである。
- 2 「指定規則に示す教育内容と単位数」欄に示す各教育内容ごとの単位数は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項によるものである。（1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とし、実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とする。）
- 3 「左の単位数を換算した授業時間数」欄に示す時間数は、各教育内容ごとの単位数に相当する授業時数である。（「実習」については30～45時間の授業、その他の教育内容については15～30時間の授業をもって1単位とするものとして算出している。ただし、体育実技等を基礎分野の教育内容に位置付ける場合は、30～45時間の範囲で学校が定める時間の授業をもって1単位とする必要がある。）

『あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）』（平成元年10月11日付け文初特第174号）（抄）

3. (3) 新規則第4条第14号にいう「教育上必要な器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品」としては、盲学校においては別表のようなものが考えられるので、別表を標準として整備を図ること。

別 表

教育上必要な器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品

器械器具	<p>1 専門基礎科目用</p> <p>イ 解剖学実習用機器（動物解剖台、動物解剖道具を含む。）</p> <p>ロ 生理学実習用機器（肺活量系、心電計、筋電計を含む。）</p> <p>ハ 臨床医学実習用機器（血圧計、聴診器、神経学的検査用具、角度計、握力計、背筋力計を含む。）</p> <p>ニ 顕微鏡</p> <p>2 専門科目用</p> <p>イ 消毒・保管機器（煮沸消毒器、（以下はり師に係る認定施設に限る。）高压滅菌器、ガス滅菌器、紫外線消毒器）</p> <p>ロ 皮膚温計、皮膚電気抵抗計、低周波治療器、赤外線治療器及びホットパック</p>
標本及び模型	<p>1 組織標本</p> <p>2 経穴人形</p> <p>3 デルマトーム人形</p> <p>4 人体解剖模型（等身大50分解以上）、人体骨格模型（等身大）、関節種類模型（8種以上）、筋模型、脊髓横断模型、脳及び神経系模型（中枢神経及び末梢神経を含むもの）、血管循環器系模型、上・下肢解剖模型（30分解以上）、人体内臓模型、呼吸器模型、心臓解剖模型、腎臓及び泌尿器模型及び触覚器模型（外皮）</p>
図書	<p>1 教育上必要な専門図書（1,000冊以上。ただし、点字図書は、1タイトルを1冊とする。）</p> <p>2 学術雑誌（20種類以上）</p>
その他の備品	<p>ベッド及びその附属品（生徒3人につき1組以上）</p>

備考 1 器械器具並びに標本及び模型については、実習等に必要な数を有すること。

2 主として視覚障害者を対象とする養成施設においては、図書に点字図書を含めることが望ましいこと。